

入札公告

件名：令和7年度～令和9年度宮古合同庁舎清掃業務にかかる公告

(総務部 宮古事務所 総務課)

令和7年度～令和9年度宮古合同庁舎清掃業務にかかる一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和7年3月11日

沖縄県宮古事務所長



1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度～令和9年度宮古合同庁舎清掃業務
- (2) 契約の内容 契約書案及び特記仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで
- (4) 実施場所 沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎

2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県 Web ページ
- (2) 期間 公告の日から落札決定の日まで

3 入札執行の日時、場所及び方法

- (1) 日時 令和7年3月26日（水） 10時
- (2) 場所 沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎2階円卓会議室

4 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者は、本件に係る入札に参加することができる。

- (1) 沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程

(平成 8 年沖縄県告示第 130 号) に基づく一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 宮古島内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (3) 本業務に必要な資格を有した技術者により業務を遂行できること。

5 一般競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、4 にかかわらず、本件に係る入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で沖縄県知事が定める入札に参加させないこととした期間を経過していないもの。

6 入札参加資格確認提出書類

本件に係る入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を令和 7 年 3 月 24 日 17 時までに提出すること。

7 入札保証金に関する事項

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条第 1 項の規定により見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。詳細については、別紙入札保証金説明書による。

8 入札の方法

- (1) 入札は入札書（様式第 2 号）により行うこと。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。

- (2) 入札書は持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、入札に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
- (4) 代表者ではなく代理人が入札しようとするときは、代表者の委任状(様式第 3 号)を入札当日提出すること。
- (5) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しないものが行った入札
- (9) 入札書の内訳の計算に誤りのある入札

10 入札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とし、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、その場において直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は2回までとする。また、入札者がいないとき又は再度の入札に対し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

11 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により契約金額（当該契約は長期継続契約に係るため、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は同規則第102条の規定により担保を提供すること。ただし、次に該当することが認められるときは、全部及び一部を免除することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 その他

- (1) 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約を解除する。本公

告に記載のない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、沖縄県財務規則その他法令例規による。

- (2) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) この一般競争入札に参加しようとする者は、令和 7 年 3 月 19 日までの間、現場の確認をすることができる。希望する場合は、宮古事務所総務課に問い合わせること。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、質問書（様式第 4 号）により次のとおり質問をすることができる。なお、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 受付期限 令和 7 年 3 月 17 日

イ 提出方法 持参又は FAX による。ただし、FAX によった場合は必ず電話で到達を確認すること。

ウ 回答方法 質問があったときは、その回答を令和 7 年 3 月 19 日までに公告を行った Web ページに掲載する。

- (5) 必要書類等の提出先及び連絡先について、特に定めがないときは、次のとおりとする。

ア 提出先及び連絡先

沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 2 階

沖縄県総務部宮古事務所総務課 総務振興班

電話 0980-72-2551

FAX 0980-73-0096

イ 受付時間 土曜日、日曜日、休日、年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

(別紙)

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額（入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額であり、本契約は長期継続契約のため、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 5 以上とする。入札保証金の額が足りないときは、その入札は無効となる。

2 入札保証金の免除

次の各号に該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 7 年 3 月 25 日までに提出した場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書類（様式第 5 号）を令和 7 年 3 月 25 日までに提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

3 現金で納付する場合の手続

(1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書（様式第 6 号）に必要事項を記入及び提出する。

イ 提出された依頼書に基づき納付書を発行するので、本書により入札保証金を納付する。

ウ 入札保証金の納付を証するため、入札時までには領収書を呈示する。

- (2) 納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労

働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行及び鹿児島銀行

4 入札保証金に代わる担保の場合の手続

地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の規定によるので、担保の提供によることを検討する場合は、受入れ手続について事前に問い合わせること。なお、受け入れ可能な担保は次の各号のとおりである。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府の保証する債券
- (3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (5) 定期預金債権及び郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書
- (6) 契約担当者が確実と認める社債
- (7) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証

5 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項に該当する場合を除き落札決定後還付するので、還付の対象となる者は入札保証金還付請求書（様式第 7 号）を提出すること。なお、落札者の入札保証金は、原則納付すべき契約保証金の全額又は一部に充てる。